



一般社団法人千葉県社会福祉士会

平成 26 年度

第 1 回臨時総会

資 料

日 時：平成 27 年 3 月 7 日（土）13：30～（受付 13：00～）

会 場：塙本千葉第五ビル（ホテルニューツカモト）3 階大会議室

次 第

□開会

□会長挨拶

□議長・議事録署名人選出

□議事

議案第 1 号 平成 26 年度第二次補正予算について 1

議案第 2 号 平成 27 年度事業計画について 2

議案第 3 号 平成 27 年度予算について 9

議案第 4 号 定款の変更について 14

会員から会へ意見発信する機会を保証するため、議案に対する意見募集を行います。

議案に対しご意見のある方は、本会 web サイト (<http://www.cswchiba.com/>) を参照の上、平成 27 年 2 月 10 日から同 23 日の間にご提出願います。

なお、寄せられたご意見は取りまとめの上、会員氏名(姓のみ)および意見内容を web サイトおよび総会会場にて公開いたします。予めご了承下さい。

議案第1号

平成26年度 第二次補正予算について

以下の平成26年度収支の補正予算案について、総会の承認を求める。

(提案理由) 事業の実施主体の切り替え及び未実施、内容の変更に伴うもの。

(補正内容) 平成26年度予算(H26.6.14第一次補正済み)において、以下の科目を追加または変更する。

平成26年度 第二次補正予算書(案)

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで (単位は全て円)

収入の部

科目	中項目	小項目	補正前予算額 (H26.6月補正反映)	第二次補正額	補正後予算額	備考
2 事業費			9,697,000	△ 1,551,000	8,146,000	
1 総務事業			70,000	△ 70,000	0	
	2 三団体協働事業費		70,000	△ 70,000	0	三団体協働事業の会計を分離したため
2 総合相談事業			2,737,000	△ 1,117,000	1,620,000	
	5 認知症支援専門職研修(単独事業に切り替え)		663,000	△ 583,000	80,000	県事業から単独事業への切り替えに伴う事業規模縮小のため
	6 障碍者虐待・権利擁護研修事業(県事業)		534,000	△ 534,000	0	県の事業委託が実施されなかつたため
3 研修事業			3,871,000	△ 514,000	3,357,000	
	5 ジェイシー教育研究所 web模試 問題作成		1,320,000	△ 514,000	806,000	委託元の事業縮小のため
4 ばあとなあ千葉運営事業			2,528,000	150,000	2,678,000	
	19 (H26新規)レベルアップ研修		0	150,000	150,000	登録員の経験に応じた研修の実施に伴うもの
総計			33,964,000	△ 1,551,000	32,413,000	

支出の部

科目	中項目	小項目	補正前予算額 (H26.6月補正反映)	第二次補正額	補正後予算額	備考
2 事業費			12,054,000	△ 1,175,840	10,878,160	
2 総合相談事業			2,187,000	△ 906,000	1,281,000	
	5 認知症支援専門職研修(単独事業に切り替え)		506,000	△ 432,000	74,000	県事業から単独事業への切り替えに伴う事業規模縮小のため
	6 障碍者虐待・権利擁護研修事業(県事業)		474,000	△ 474,000	0	県の事業委託が実施されなかつたため
3 研修事業			2,829,000	△ 500,200	2,328,800	
	5 ジェイシー教育研究所 web模試 問題作成		1,145,000	△ 500,200	644,800	委託元の事業縮小のため
4 ばあとなあ千葉運営事業			5,327,000	230,360	5,557,360	
	19 (H26新規)レベルアップ研修		0	88,040	88,040	登録員の経験に応じた研修の実施に伴うもの
	20 ばあとなあ千葉 後見人のしおり作成		0	142,320	142,320	ばあとなあ千葉による登録員サポートの充実に伴うもの
総計			33,964,000	△ 1,175,840	32,788,160	

平成27年度事業計画について

以下に掲載する平成27年度事業計画書（案）について、総会の承認を求める。

平成27年度事業計画書（案）

1. 基本活動方針

高齢者福祉や障害者福祉に限らず、子ども子育て新制度のスタートや生活困窮者支援法の施行も含め、社会福祉の援助を必要とする方の生活と権利を巡る法律や制度の改正により、我々を取り巻く社会の在り方は大きな転換期を迎えており、

本会は一般社団法人として県民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する倫理の確保、技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって千葉県における社会福祉の増進に寄与してきた。

しかし、昨年度から引き続き福祉関係者による重大な権利侵害が報道され、会員に限らない福祉関係者への更なる研修啓発活動の必要性はさらに増している。

平成27年度は、活動の基盤となる委員会の体制を見直し、本会の存在・意義の周知、県民の期待に応えうる会員の能力向上を図りつつ、今後の事業展開を行う。

2. 平成27年度重点事業内容

（1）相談援助の専門職として、県民のため公益性の高い活動を行う。

- ・行政（県、市町村）とも連携し、新規事業も積極的に推進する。

（2）未加入の有資格者に加入しやすい状況を作り会員増を図る。

（3）社会に対するアピール

- ・社会福祉士会として、積極的に社会、行政機関等への提言および意見表明を行う。

- ・行政（県、市町村）等への委員派遣を本会の責任で行う。

- ・外部の委員会等で会員が活動する際には、所属機関と共に本会の所属であることの併記を促す。

- ・パンフレット、広報誌「点と線」の配布およびwebサイトにおける情報発信。メディアの有効活用も図る。

（4）組織強化

- ・地区単位の機能強化を図る。

- ・養成機関の学生および未加入の有資格者への啓発を行い、加入率の向上を図る。

- ・地区において活動強化をはかるための広報活動、地域のための研修会等を推進していく。

- ・県内の他の福祉専門職能団体との連携を一層強化する。

3. 各委員会・部会

（1）総務委員会

ア 企画部会

（ア）組織強化及び地域貢献のため広域、地区単位それぞれの会員交流会等の開催

- ・実施時期：事業年度を通じて開催

- ・地域集会など地区単位の活動のほか、会員に限らず福祉関係者が、互いの知識や知恵を共有できる仕組みの構築について、SNSの活用等を含めて検討する。

(イ) 組織強化のための活動として他の職能団体との協働を研究する。

- ・協働予定団体：千葉県医療社会事業協会、千葉県精神保健福祉士協会
- ・研修共催は継続しつつ連携の強化を図りながら、その他事業の協働展開も模索する。

(ウ) 公益法人制度改革対応

- ・理事会で決定した方針に沿い、将来的な公益社団法人への移行準備を進める。

イ 広報部会

(ア) 機関紙『点と線』の発行

- ・年3回発行とし、研究誌が担ってきた会員発表の場も包含し内容を充実させる。
- ・特集として普遍的なテーマもしくは時勢の変化に対応したトピックスを取り上げ、会員、県内の社会福祉士及び連携すべき専門職の活動を紹介する。
- ・印刷部数：各1,800部 電子メールでの配信も実施
- ・発送先：会員のほか、行政、千葉県内の社会福祉士養成校・社会福祉施設等に発送
- ・購読費：会員は会費に含まれる。行政、社会福祉施設等への配布分は無料

(イ) ホームページの更新（随時）

- ・対象者：県民及び会員、社会福祉士試験の受験資格者等
- ・内容：会の活動情報、社会福祉士求人情報、その他社会福祉に関連する有益な情報

(2) 総合相談委員会

*委員会の活動としてこの数年間は定例のようになった研修の開催などを中心に行っている。活動がマンネリ化しているとも言える。委員会を立ち上げてきた委員の本来業務が忙しくなるなどの一方で新委員の加入が乏しいためのマンパワー不足が明らかにある。

平成27年度は、従来の活動を継続しながら、上記の課題を解消するために、委員会内での情報の共有を図ることとそれを会員に伝えることに取り組む。

その上で、これまでの活動を作ってきた方と、これから活動をしたい方が一緒に次年度以降の活動姿勢を作るための協議を行う年度としたい。

ア 地域包括支援センター部会

(ア) 高齢者虐待防止対策研修および高齢者虐待対応現任者標準研修事業（受託事業）

- ・対象者：市町村職員、地域包括支援センター職員、中核地域生活支援センター職員等
- ・内容：千葉県および日本社会福祉士会から受託し、地域包括支援センター現任職員への高齢者虐待防止に関する研修および委託市町村職員への虐待対応研修を行う。

(イ) 高齢者虐待対応専門職チームへの参加（受託事業）

- ・千葉県から受託し、千葉県弁護士会との協働により市町村、地域包括支援センター等からの要請に応じ高齢者虐待対応の支援を行う。

(ウ) 認知症支援専門職研修

- ・千葉県から受託した2ヶ年度事業で構築したプログラムを基に、今年度は自主事業としての実施を実験的に行う。

(エ) 障害者虐待・権利擁護研修事業（受託事業）

- ・障害者虐待防止に関する基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発のため、主に障害福

祉サービス事業者等の従事者等の専門性の強化を図る為の研修を実施する。

イ 相談事業部会

(ア) 無料相談事業（県民対象）

- ・対象者：一般県民
- ・開催場所：県内各地域（年1回程度）
- ・内容：各種福祉サービスの利用に関する相談

(イ) 無料相談事業（学生等対象）

- ・対象者：福祉系大学の学生及び福祉施設での勤務の希望者
- ・開催場所：福祉のしごと就職フェア会場等
- ・開催回数：年2回程度
- ・内容：福祉施設等への就職に関する相談、社会福祉士国家資格取得に関する相談

（3）研修委員会

ア 研修啓発部会

(ア) 地域貢献事業 研究大会（県民公開講座）

- ・開催月：6月頃（総会に併せ実施）
- ・対象者：県民及び保健・福祉・医療等関係者、会員等参加（定員：100人）

(イ) 基礎研修の実施

- ・基礎研修I 平成27年5月～平成28年2月（申込日程、課題提出期間も含む）

講義及び演習：集合研修①② 2日間

受講料：5,000円

※今回も中間課題で行う先輩社会福祉士の業務内を聞くヒアリングの協力も引き続き各地域集会へ求めていく予定である。

- ・基礎研修II 平成27年5月～平成28年3月（申込日程、課題提出期間も含む）

講義及び演習：集合研修①②③ 3日間

DVD活用研修 8日間

受講料：30,000円

- ・基礎研修III 平成27年5月～平成28年3月（申込日程、課題提出期間も含む）

講義及び演習：集合研修①～⑨ 9日間

DVD活用研修 2日間

受講料：50,000円

※平成27年度から新たに基礎研修IIIを開始することとなり、これで3年かけて行う日本社会福祉士会監修による基礎研修プログラムがすべて揃うこととなる。

（ウ）社会福祉士実習指導者の養成

- ・社会福祉士実習指導者養成研修

開催：平成27年11月17、18日開催予定（平成27年6～7月頃にチラシ配布）

内容：実習指導者の育成を図り、会員同時の交流と専門家としての質の向上を図る。

（定員：50名）

- ・社会福祉士実習指導者フォローアップ研修

開催：平成28年1月24日開催予定（平成27年6～7月頃にチラシ配布）

内容：実習指導者としての更なる高みを学び、自己研鑽を図ることを目的とする。

(定員：20名)

・淑徳大学正課プログラム講座（1年生対象）

開催：平成27年4月から平成27年7月頃

内容：新規会員獲得と「養成校・教育機関との連携」をめざしたプログラム講座である。

各専門分野から講話形式で全10回講師を派遣する。

・淑徳大学正課カリキュラム「卒後教育と人間開発」（4年生対象）

開催：平成27年5月から平成27年8月頃

内容：4年生が就職後予想される多種、多様な支援事例を説明・解説し、最新の支援方法を学ぶ目的にて、各分野に精通した講師を27回派遣する。

(エ) 社会福祉士取得支援（国家試験受験対策）の実施

・東京成徳大学 キャリアアップ講座

開催：平成27年9月～12月

内容：国家試験受験対策講座として全19回講師を派遣する。

・民間企業と協働により、インターネットを利用した受験者支援システムを展開。国家試験解答解説も併せて実施する。

イ 『千葉県生涯研修センター』設立に伴う準備委員会の発足について

生涯研修及び認定社会福祉士受講対象研修を個々の委員会で行うことは人員や予算的にも限界である。そこで当会全体で研修運営を行う『千葉県生涯研修センター』設立を検討することとなった。まずは平成28年度の発足に向けて準備委員会を立ち上げる。

(4) 権利擁護センターばあとなあ千葉運営委員会

*ばあとなあ千葉が目指すものは、平成27年度も受任者サポート体制の充実と成年後見制度の普及・啓発である。そのために27年度は、組織を変更し、4部会制とする。

ばあとなあ千葉では、家裁からの後見人候補者の推薦依頼に長年回答してきた歴史があり、推薦者として後見人の質の担保を確約し、推薦する後見人のレベルを保証しなければならない。そのために、必要な研修を充実していく。

また家裁から組織・団体への指導・監督強化を要請されており、

①研修の参加の有無、②活動報告の提出とその内容、③名簿登録の際の提出書類など、④登録員の家裁への提出書類の完全さを重点事項として、個別のサポートに力を入れていく。

コーディネートでの後見人候補者の推薦要請では、社会福祉士への期待が、福祉的観点であり、身上監護が特徴であっても、我々に必要なのは、社会福祉士は、財産管理でも法律的な面も、良く理解していると思われるレベルである。

平成26年2月10日の障害者権利条約批准などにより、成年後見制度の問題点を是正する方向もあり、また意思決定支援の強化などの新しい方向をきちんと把握する必要がある。

以上のような課題を達成するためにも、今年度事業計画に沿って運営していく。

ア 成年後見制度の普及・啓発

特に社会福祉の援助を必要としている人々の生活と権利を擁護するための諸活動を行っていくが、判断能力が不十分な方々の生活や権利を守るための活動は重要な使命と考え、

そのために、権利擁護に関する相談事業（電話相談・訪問相談）を引き続き実施していく。

成年後見人等の受任要請に応える体制づくりとして、今年度も「成年後見人養成委託集合研修」の実施、成年後見制度に関する啓発活動として「支援者のための成年後見活用講座」を開催する。

イ 組織の改編及び規程・活動報告書の改訂

ばあとなあ千葉を巡る環境の激変に対応するため、部会制を導入し、規程等を修正する。

①研修部会：成年後見人等候補者の養成、ばあとなあ千葉登録員・準登録員や一般向けの研修に関連する業務を行う。

②コーディネート部会：成年後見人等の候補者選考、電話相談、訪問相談等、受任者支援や電話相談に関連する業務を行う。

③業務管理部会：活動報告書の精査や個別面談など、登録員の指導・監督および活動報告の調査・検討に関連する業務を行う。

④リスクマネジメント部会：成年後見人等の活動において共通する課題（リスク）への対応について、調査・対応策の検討等に関する業務を行う。

※ばあとなあ千葉の運営規程や名簿登録規程を見直し、活動報告書の内容を改定する。

ウ 受任者サポート体制の充実

（ア）研修

・必須登録員研修

開催：6月14日（日）・11月21日（土）

内容：後見人のリスク等緊急のテーマを学び、基本的な事項の再確認の機会を設け、1日研修を年2回行い、最低1回の参加を義務とする。

・レベルアップ研修

開催：5月31日（日）・10月24日（土）・平成28年2月28日（日）

内容：3年以上の後見経験を積んだ受任者に向けたレベルアップのための研修

・新規登録者研修

開催：4月25日（土）

内容：初めて登録する会員を対象とする。参加を義務とし、年2回行う。

・ばあとなあ千葉サポート

開催：4月18日（土）・5月17日（日）・7月18日（土）・8月23日（日）・

9月19日（土）・10月18日（日）・12月19日（土）・平成28年1月24日（日）・

2月20日（土）

内容：経験の浅い受任者を支援する「ばあとなあ千葉サポート」を9回実施し、初級者には、内半分の参加を義務とする。終了後の「個別相談」で個別具体的に相談・支援していく。

・活用講座

開催：9月4日（金）・5日（土）

内容：成年後見制度の発足と同時に「支援者のための成年後見制度活用講座」を会員・一般に対して開講している。来年度も公益性を重視して継続する。

・成年後見人養成研修（委託集合研修）

開催：7月11日（土）・8月7日（金）・9月12日（土）・10月10日（土）

11月14日（土）

内容：日本社会福祉士会の委託によって実施する研修で、28年度から「千葉県社会福祉士会」独自で行う。成年後見人候補者として必要な知識・技術等の習得を図り、「権利擁護センターぱあとなあ千葉」後見人候補者名簿に登録し、受任できる会員を養成する。

（イ）後見人候補者の推薦

- ・コーディネート

月2回の「コーディネート会議」にて、家裁だけでなく市区町村役所・地域包括センター等に、適当な候補者を推薦するとともに、4人のコーディネーターが受任者の電話やメールの相談に対応し、必要に応じて同行訪問も行うなど受任者支援に努める。

（ウ）業務管理部の活動

- ・「業務監査」活動報告書のチェック

年1回提出された活動報告書を基に、多数受任者、サポートの必要な受任者、面談希望者との面談（6月～9月）を行い、活動状況について相談・助言など支援していく。

- ・必須登録員研修や「ぱあとなあ千葉サポート」において、質の高い家庭裁判所への報告書が提出できるよう指導を行う。

（エ）リスクマネジメント部

- ・現在及び将来の後見活動における様々なリスクへの対応について、検討を行う。

（オ）ぱあとなあ千葉登録員のしおり

- ・ぱあとなあ千葉登録員のしおりの配布

千葉家裁管内で、後見活動を行うに必要な知識のマニュアル作成を行う。

エ その他

- ・ぱあとなあ千葉全体会：平成28年3月13日（日）開催予定

状況報告・方針提示・意見の吸い上げ・質問、疑問への回答

- ・広報：登録員に対する広報活動として「ぱあとなあ千葉ニュース」を年4回発行。

- ・苦情相談：苦情相談に対応し迅速な解決に努める。

- ・市民後見人育成の支援等

- ・講師派遣成年後見制度の説明会等への講師派遣も積極的に行う。

- ・法人後見の受任（成年後見人等・成年後見監督人等の受任の検討）

特に組織的対応が必要なケースに関して、法人として成年後見を受任する

- ・パンフレット及び出版物の発行

新たなパンフレットによる広報

成年後見に関する出版物（「一問一答集」等）の内容の見直しと修正版の発行

- ・運営委員会（8回）及び各部の部会（随時）で課題の検討等行う。

（5）司法福祉委員会

*独立型社会福祉士委員会が発足してから4年経つ。会員の中には独立型社会福祉士は少くないものの、概ね独立型社会福祉士等に限った事業では、参加者が少なく収益に乏しい事業となりかねない状況である。そこで、独立型社会福祉士と施設等の勤務型社会福祉士が協働で支援を行う必要がある司法福祉に重点を置き事業を展開していく。活動内容と名

称を統一し明確にするため、名称を「司法福祉委員会」に変更する。

(ア) 「司法福祉連続研修会（基礎編）」の開催

司法福祉に関心のある会員に対し、研修等を通じて、制度政策に関して理解を深める機会を増やす。そのために、認証された分野専門科目研修であり、旧専門分野別研修と位置づけられた「司法福祉連続研修会（基礎編）」の開催を継続する。

司法福祉連続研修会：7月の土日開催予定 定員40名 参加費10,000円

(イ) 「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座」の開催

実践的な研修として「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座」を行い、更なる司法福祉の実践理論の構築を会員に提供する。

刑事司法SW養成講座：9月の土日開催予定 定員40名 参加費10,000～15,000円

(ウ) 学習会により、民法や刑法の改正等に関する最新情報や関連機関の現状を知る。

(エ) 司法福祉（民事・刑事）に関する事例検討の実施

委員会内で、司法福祉（民事・刑事）に関する事例検討を行い、委員の分析力と実践力を高めることによって、弁護士等や外部機関からのソーシャルワークの要請・連携に応えられる体制を整える。学習会：年間3回開催予定 参加費1,000円

(6) その他

ア 千葉県社会福祉士会災害対策委員会

- ・『千葉県社会福祉士会災害時対応ガイドライン』に沿い、大規模災害等発生時に会として自律的に活動するための準備活動を行い、実際に発生した際は会三役と連携し対応の中心となり活動する。
- ・他団体が実施する災害対策、防災に関連したテーマの研修に積極的に参加する。また、当会において平成27年度は「被災地における支援活動について」をテーマとした研修についての検討し次年度の実施に向けて準備する。
- ・「被災地支援活動協力会員リスト」を作成、更新し、大規模災害等発生時に県内外の被災地支援活動を行う準備を行う。また、関係機関と連携し、被災地支援活動における協力関係を構築する。
- ・東日本大震災の被災地においては、必要とされる支援内容が刻々と変化している状況である。現地の状況・情報を入手、把握し、支援活動を継続していく。

イ 千葉県社会福祉士会倫理委員会

- ・利用者の権利を擁護し、利用者の代弁的機能を果たすべき社会福祉士が、逆に利用者の権利を侵害するような事案が新聞報道および公益社団法人日本社会福祉士会による公示において散見される。倫理綱領違反事案が発生した場合に、日本社会福祉士会の綱紀委員会に協力し本会として対応するため、利用者等からの苦情に対する予備調査を行う。

ウ 社会福祉士ささえあい制度配分委員会

- ・各委員会からの代表者により構成された理事会とは独立した組織。

会員の皆様から納付された大切な負担金および寄付金（通称「社会福祉士ささえあい制度」）について、各委員会の要望を確認し、配分項目に適正な内容かどうか、年に第一次、第二次配分と二回に分けて審査、配分を行なっている。

平成27年度も各委員会から出された要望項目を厳密に審議し配分を決定する。

議案第3号

平成27年度予算について

以下に掲載する平成27年度収支予算書（案）について、総会の承認を求めます。

平成27年度 収支予算書（案）

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで (単位は全て円)

収入の部					
科目		H26予算額 (H26.6補正反映)	H27予算額	H27予算額－ H26予算額	備考
大項目	中項目	小項目			
1 会費等		24,016,000	24,966,000	950,000	
1 会費収入		22,216,000	22,966,000	750,000	
	1 正会員会費	20,500,000	21,250,000	750,000	H26年度末正会員1,350名*15,000円+新入会員100名 *10,000円
	2 準会員会費	2,000	12,000	10,000	
	3 賛助会員会費	14,000	4,000	△ 10,000	
	4 負担金	1,200,000	1,200,000	0	社団法人千葉県社会福祉士会負担金規則に基づるもの
	5 入会金	500,000	500,000	0	H27年度新規入会者を100名と見込む。入会金相当額を (公社)日本社会福祉士会への事務委託料として支出
2 登録料		1,800,000	2,000,000	200,000	還元金から名称変更
	1 ぱあとなあ名簿登録料	1,800,000	2,000,000	200,000	登録料還元金から名称変更200名*10,000円
2 事業費		9,697,000	9,762,000	65,000	
1 総務事業		70,000	0	△ 70,000	
	2 三団体協働事業費	70,000	0	△ 70,000	三団体協働事業の会計を分離したため
2 総合相談事業		2,737,000	1,543,000	△ 1,194,000	
	2 地域包括支援センター 社会福祉士等交流会	0	1,000	1,000	
	3 高齢者虐待防止対策 研修会(県事業)	1,300,000	1,300,000	0	
	4 高齢者虐待対応専門 職チーム	240,000	240,000	0	
	5 認知症支援専門職研 修	663,000	1,000	△ 662,000	受託事業終了し自主事業として実施
	6 障碍者虐待・権利擁護 研修事業(県事業)	534,000	1,000	△ 533,000	受託事業(千葉県)
3 研修事業		3,871,000	4,743,000	872,000	
	3 基礎研修	1,300,000	480,000	△ 820,000	基礎研修Ⅱを新規事業として移項
	4 基礎研修Ⅱ(新規)	0	1,280,000	1,280,000	
	5 基礎研修Ⅲ(新規)	0	1,590,000	1,590,000	
	6 ジェイシー教育研究所 web模試 問題作成	1,320,000	1,000	△ 1,319,000	
	7 社会福祉士取得支援 講座(大学等)	600,000	1,000	△ 599,000	淑徳大学プログラムを新規事業として移項
	8 施設実習指導者講習	650,000	650,000	0	
	9 実習指導者フォロー アップ研修	1,000	1,000	0	実施の可否を問うもの
	10 淑徳大学1年次正課プ ログラム(新規)	0	200,000	200,000	
	11 淑徳大学4年次正課プ ログラム(新規)	0	540,000	540,000	

収入の部

科目		H26予算額 (H26.6補正反映)	H27予算額	H27予算額－ H26予算額	備考
大項目	中項目	小項目			
4	ばあとなあ千葉運営事業	2,528,000	2,816,000	288,000	
	4	成年後見制度活用講座	440,000	230,000	△ 210,000
	5	後見人支援事業	572,000	0	△ 572,000
	6	成年後見人養成研修 (委託集合研修)	1,250,000	1,500,000	250,000
	7	法人後見事業	216,000	216,000	0
	8	一問一答集	50,000	150,000	100,000
	14	(H27新規)ばあとなあ 千葉ニュース	0	92,000	92,000
	16	(H27新規)新規登録員 研修	0	15,000	15,000
	17	(H27新規)必須登録員 研修	0	200,000	200,000
	18	(H27新規)千葉サポート	0	225,000	225,000
	19	(H27新規)レベルアップ	0	188,000	188,000
5	独立型社会福祉士	391,000	660,000	269,000	
	1	独立型部会費	330,000	0	△ 330,000 司法福祉委員会に名称変更及び研修費は各5-5, 6, 7に 移項
	2	社会貢献活動部会費	61,000	0	△ 61,000 司法福祉委員会に名称変更及び研修費は各5-5, 6, 7に 移項
	5	司法福祉学習会(新規)	0	60,000	60,000
	6	司法福祉連続研修(新規)	0	300,000	300,000
	7	刑事司法ソーシャル ワーカー養成講座(新規)	0	300,000	300,000
6	その他	100,000	0	△ 100,000	
	1	千葉県社会福祉士会 災害対策委員会	100,000	0	△ 100,000 理事会三役直轄委員会として活動。研修会は隔年開催の予定
3	助成金	100,000	100,000	0	
4	寄付金	100,000	100,000	0	
5	繰越金	1,000	1,000	0	
6	雑収入	50,000	50,000	0	
総計		33,964,000	34,979,000	1,015,000	

支出の部

科目	大項目	中項目	小項目	H26予算額 (H26.6補正反映)	H27予算額	H27予算額－ H26予算額	備考
1 会費				7,000,000	7,250,000	250,000	
1 会費				7,000,000	7,250,000	250,000	
	1	日本社会福祉士会 正会員会費		7,000,000	7,250,000	250,000	連合体正会員会費として。本会正会員数*5,000円
2 事業費				12,054,000	13,045,000	991,000	
1 総務事業				879,000	915,000	36,000	
	1	総務委員会運営費		25,000	20,000	△ 5,000	
	2	三団体協働事業費		80,000	80,000	0	
	3	福祉人材定着対策費		250,000	250,000	0	
	4	パンフレット作成費		1,000	1,000	0	
	5	広報活動費		13,000	37,000	24,000	サーバー維持管理費として
	6	広報役務費		510,000	527,000	17,000	
2 総合相談事業				2,187,000	1,413,000	△ 774,000	
	1	委員会費		67,000	45,000	△ 22,000	
	2	地域包括支援センター 社会福祉士等交流会		0	1,000	1,000	
	3	高齢者虐待防止対策 研修会(県事業)		810,000	1,040,000	230,000	
	4	高齢者虐待対応専門 職チーム		270,000	265,000	△ 5,000	
	5	認知症支援専門職研 修		506,000	1,000	△ 505,000	受託事業終了し自主事業として実施
	6	障碍者虐待・権利擁護 研修事業(県事業)		474,000	1,000	△ 473,000	受託事業(千葉県)
	7	無料相談事業		60,000	60,000	0	
3 研修事業				2,829,000	4,291,000	1,462,000	
	1	委員会運営費		75,000	75,000	0	
	2	県民公開講座(研究大 会・総会)		80,000	76,000	△ 4,000	
	3	基礎研修Ⅰ		839,000	368,000	△ 471,000	基礎研修Ⅱを新規事業として移項
	4	基礎研修Ⅱ(新規)		0	1,132,000	1,132,000	
	5	基礎研修Ⅲ(新規)		0	1,468,000	1,468,000	
	6	ジェイシー教育研究所 web模試 問題作成		1,145,000	1,000	△ 1,144,000	
	7	社会福祉士取得支援 講座(大学等)		323,000	1,000	△ 322,000	淑徳大学プログラムを新規事業として移項
	8	施設実習指導者講習		366,000	448,000	82,000	
	9	実習指導者フォロー アップ研修		1,000	1,000	0	実施の可否を問うもの
	10	淑徳大学1年次正課ブ ログラム(新規)		0	175,000	175,000	
	11	淑徳大学4年次正課ブ ログラム(新規)		0	456,000	456,000	

支出の部

科目			H26予算額 (H26.6補正反映)	H27予算額	H27予算額－ H26予算額	備考
大項目	中項目	小項目				
4	ぱあとなあ千葉運営事業		5,327,000	5,606,000	279,000	
	1	委員会費	270,000	270,000	0	
	2	(H27新規)部会交通費	0	108,000	108,000	
	3	相談事業	741,000	680,000	△ 61,000	
	4	成年後見制度活用講座	268,000	204,000	△ 64,000	
	5	後見人支援事業	1,059,000	0	△ 1,059,000	新規事業4-14～18に移項
	6	成年後見人養成研修 (委託集合研修)	805,000	777,000	△ 28,000	
	7	法人後見事業	234,000	204,000	△ 30,000	
	8	一問一答集	213,000	381,000	168,000	
	9	活動報告書読み込み作業	337,000	441,000	104,000	
	10	日本会登録員負担金等	720,000	489,000	△ 231,000	日本会登録料の変更によるもの
	11	涉外活動	95,000	140,000	45,000	
	12	受任者面接	390,000	230,000	△ 160,000	後見等受任者への支援として実施するもの
	13	活動報告書指導	195,000	195,000	0	後見等受任者への支援として実施するもの
	14	(H27新規)ぱあとなあ千葉ニュース	0	271,000	271,000	
	15	(H27新規)コーディネート会議	0	543,000	543,000	
	16	(H27新規)新規登録員研修	0	32,000	32,000	
	17	(H27新規)必須登録員研修	0	301,000	301,000	
	18	(H27新規)千葉サポート	0	148,000	148,000	
	19	(H27新規)レベルアップ	0	162,000	162,000	
	20	(H27新規)家裁指導	0	30,000	30,000	
5	独立型社会福祉士		408,000	564,000	156,000	
	1	独立型部会費	297,000	0	△ 297,000	司法福祉委員会に名称変更及び研修費は各5-5, 6, 7に移項
	2	社会貢献活動部会費	111,000	0	△ 111,000	司法福祉委員会に名称変更及び研修費は各5-5, 6, 7に移項
	4	司法福祉委員会(新規)	0	90,000	90,000	
	5	司法福祉学習会(新規)	0	50,000	50,000	
	6	司法福祉連続研修(新規)	0	204,000	204,000	
	7	刑事司法ソーシャルワーカー養成講座(新規)	0	220,000	220,000	

支出の部

科目		H26予算額 (H26.6補正反映)	H27予算額	H27予算額－ H26予算額	備考
大項目	中項目	小項目			
6	その他		424,000	256,000	△ 168,000
	1	千葉県社会福祉士会 災害対策委員会	246,000	36,000	△ 210,000 理事会三役直轄委員会として活動 災害被災地・被災者支援事業を実施
	2	千葉県社会福祉士会 倫理委員会	100,000	100,000	0 理事会から独立した委員会として活動
	3	社会福祉士ささえい 制度配分委員会	48,000	45,000	△ 3,000 理事会から独立した委員会として活動
	4	選挙管理委員会	30,000	30,000	0 理事会から独立した委員会として活動
3	事務費		11,452,000	11,767,000	315,000
	1	一般物品費	500,000	520,000	20,000
	2	印刷製本費	413,000	800,000	387,000
	3	役務費	316,000	400,000	84,000
	4	慶弔費	30,000	10,000	△ 20,000
	5	賃金等	6,200,000	6,200,000	0
	6	使用料	2,286,000	1,235,000	△ 1,051,000 事務局賃料、事務機器リース料等
	7	委託料	1,198,000	1,450,000	252,000 (公社)日本社会福祉士会への事務委託料を含む
	8	役員費用弁償	73,000	70,000	△ 3,000
	9	役員旅費	75,000	320,000	245,000
	10	役員選挙事務費	100,000	100,000	0 代議員選挙経費を含む
	11	保険料	42,000	11,000	△ 31,000
	12	雑費	219,000	650,000	431,000 振込手数料等
	13	法人移行準備	0	1,000	1,000
4	租税公課		550,000	550,000	0
5	敷金支出		0	0	0 決算に流動資産として計上
6	予備費		1,608,000	1,067,000	△ 541,000
7	配分金		1,300,000	1,300,000	0 一般社団法人千葉県社会福祉士会負担金規則に基づくもの
	総計		33,964,000	34,979,000	1,015,000

定款の変更について

次ページ以降に掲載する通り、一般社団法人千葉県社会福祉士会定款を変更することについて、総会の承認を求めます。

(提案理由) 議事録への記名押印を代表理事及び監事とすることにより、理事会の議事録を迅速に作成し公開できるようするため。

また、会長がやむを得ず理事会を欠席することになった場合に、理事会の議長を速やかに選任することができるようするため。

なお、千葉県政策法務課公益法人班から変更内容について確認を得ていることを申し添えます。

定款新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>一般社団法人千葉県社会福祉士会定款 (案)</p> <p>＜制定＞平成 24 年 10 月 28 日 ＜最新改正＞平成 27 年 3 月 1 日</p> <p>(略)</p>	<p>一般社団法人千葉県社会福祉士会定款</p> <p>＜制定＞平成 24 年 10 月 28 日</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>(名 称)</p> <p>第 1 条 この法人は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）という。</p> <p>(事務所)</p> <p>第 2 条 本会は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 3 条 本会は、社会福祉の援助を必要とする方への生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する倫理の確保、技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって千葉県における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 社会福祉の援助を必要とする方への生活と権利の擁護に関する事。</p> <p>(2) 社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事。</p> <p>(3) 社会福祉士の職務に関する知識及び技能の向上に関する事。</p> <p>(4) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事。</p> <p>(5) 社会福祉士の倫理及び資質向上に関する事。</p> <p>(6) 社会福祉士等資格取得の支援に関する事。</p> <p>(7) 福祉サービスの質の向上に関する事。</p> <p>(8) 社会福祉団体その他の関係団体との連携に関する事。</p>

- (9) その他前各号の目的を達成するために必要な事業。
- 2 前項の事業は千葉県において行うものとする。ただし、広域的に事業を行う必要の有る場合は、理事会の決議により千葉県外での活動を行うことができるものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であって、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 準会員 次に掲げる者で、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会に所属することを希望する者
 ア 社会福祉士養成施設又は大学の社会福祉士養成課程に在籍している者
 イ 社会福祉士試験の受験資格を有する者
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 本会は、概ね正会員50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする(端数の取扱いについては理事会で定める。)。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、3月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)

	<p>には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。</p> <p>7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。</p> <p>8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨 (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名 (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位 <p>9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。</p> <p>10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等） (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等） (3) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等） (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等） (5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等） (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等） (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等） (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等） <p>（入会）</p> <p>第6条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようと</p>
--	---

するものは、理事会の決議を経て会長（第12条第3項に規定する会長をいう。以下同じ。）が別に定める入会申込書を会長に提出し、総会が定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得たものは、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

（退会）

第7条 会員は、退会しようとするときは、理事会の決議を経て会長が別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

（会員の資格喪失）

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき又は解散したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

（除名）

第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会において代議員の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えるなければならない。

（会費）

第10条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 準会員は、総会において別に定める準会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 既納の入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び選任)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上20人以内
- (2) 監事 2人

2 理事の内1名を会長とし、2名又は3名を副会長とする。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。

4 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

5 会長は、理事会において選定する。

6 理事のうち、理事のいずれか1人及びその3親等内の親族その他特殊の関係（事実上の婚姻関係を含む）がある者の合計数が、選任された理事総数の3分の1を超えてはならない。

7 理事と監事は、相互に兼ねることができない。監事には、理事及び他の監事とその3親等内の親族その他特殊の関係がある者並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。

(職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、次に掲げる職務を行い、法令で定めるところにより監査報告を作成する。なお、職務に際し必要のあるときは、理事及び第42条に定める事務局の職員に対して事業の報告を求め、調査することができる。

- (1) 財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の職務執行状況を監査すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること。

	<p>(任期)</p> <p>第14条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとし再任を妨げない。ただし、連続して4期を超えて役員に選任されることはできないものとする。</p> <p>2 補欠として選任された理事又は監事若しくは増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>(解任)</p> <p>第15条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において、代議員総数の3分の2以上の決議により解任することができる。</p> <p>(1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の決議を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第16条 役員に対し、総会において別に定める基準に従つて算定した額を、予算の範囲内で報酬等として支給することができる。</p> <p>2 役員には活動に際し必要な費用を弁償することができる。</p> <p>3 前各項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が定める。</p> <p>(賠償責任の免除)</p> <p>第17条 法人法第112条の規定に関わらず、同法第111条第1項の責任は、この定款に別に定める場合を除き、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。ただし、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、法人法第113条の規定に従い、監事の同</p>
--	--

意を得た上で次に掲げる事項を総会に開示し、総会の決議によりその賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
(2) 法人法第113条第1項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

(3) 責任を免除すべき理由及び免除額

2 本会は、理事会の決議によって、会員外役員等（法人法第115条第1項の外部役員等をいう。）の前項の賠償責任について、当該会員外役員が職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第4章 相談役

(相談役)

第18条 本会に、任意の機関として、相談役を置くことができる。

2 相談役は、本会の運営に関する必要な助言を行うことを職務とし、会長が本会の役員経験者のうちから委嘱する。

3 相談役は3人以内、任期は2年以内とし、再任を妨げない。

4 第16条の規定は、相談役にこれを準用する。

第5章 総会

(種別)

第19条 本会の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって、法人法に規定する社員総会とする。

(構成)

第20条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 代議員を除く正会員、準会員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 計算書類（貸借対照表、損益計算書及び正味財産増減計算書）等の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事会において総会に付すべき事項として決議された事項
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第22条 総会は、定時総会として毎事業年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 臨時総会は、この定款に別に定めるものほか、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 代議員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があつたとき。

(招 集)

第23条 総会は、この定款に別に定めるものほか、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、代議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、少なくとも総会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、会長又は会長の指名する理事がこれに当たる。

(定足数)

第25条 総会は、代議員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

<p>(決議)</p> <p>第26条 総会の決議は、この定款に別に定めるものほか、代議員総数の過半数が出席し出席した代議員の過半数をもって行う。</p> <p>2 理事及び監事の選任の決議を行うに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。なお、理事の選任候補者を議案として提出するにあたっては、全ての正会員から候補者を決定するための選挙を行うものとし、その手続きは総会において別に定める。</p> <p>3 前2項の規定に関わらず、議案について特別の利害関係を有する代議員は、議決に関わる権利を有しない。</p>
<p>(書面議決等)</p> <p>第27条 やむを得ない理由のために総会に出席できない代議員は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、前2条及び次条第1項の規定の適用については、その代議員は、出席したものとみなす。</p> <p>2 前条第3項の規定は、書面による議決権の行使にこれを準用する。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第28条 総会の議事については、法人法第57条その他法令に定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。</p>
<p>第6章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第29条 本会に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権能)</p> <p>第30条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本会の業務執行の決定 (2) 理事の職務執行の監督 (3) 会長の選定及び解職</p> <p>(開催)</p>

	<p>第31条 理事会は、次のいずれかに該当するときに開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面による招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p> <p>(招集)</p> <p>第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開催の日の7日前までに通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>2 会長が欠席した場合は、会長の指名するものがこれに当たる。</p> <p>3 会長が理事会の議長を指名できない場合は、理事会にて互選によりこれを決める。</p> <p>(略)</p> <p>(定足数等)</p> <p>第34条 理事会には、第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「代議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の規定に関わらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>(議事録)</p> <p>第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>
--	--

<p>(略)</p>	<p>第7章 資産及び会計</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第36条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第37条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならぬ。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 定款</p> <p>(3) 会員名簿</p> <p>(剰余金の分配の禁止)</p> <p>第38条 本会は、剰余金を分配することができない。</p> <p>第8章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第39条 この定款は、総会において代議員総数の3分の2以上の決議によって変更することができる。</p>
------------	---

(解 散)

第40条 本会は、総会における代議員総数の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第41条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において代議員総数の3分の2以上の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が定める。

第11章 雜 則

(委 任)

第44条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は神山裕也とする。

3 第14条の規定に関わらず、設立当初の役員の任期は平成26年度定時総会の終結の時までとする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益

	<p>社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>
<p><u>附 則</u></p> <p>1 この定款は、平成27年4月1日から施行する。</p>	